別紙様式第20号

［（表面）　略］

（裏　面）

注　　意　　事　　項

１．この証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自署して大切に保管してください。

２．保険診療を受けようとするときは、保険医療機関等の窓口で、電子的確認を受けるか、この証を組合員証等に添えて渡してください。

３．組合員の資格がなくなつたとき、その被扶養者でなくなつたとき又は有効期限に達したときは、遅滞なくこの証を組合に返してください。

４．法第２条第１項第２号に規定する後期高齢者医療の被保険者等となつたときは、遅滞なくこの証を組合に返してください。

５．不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

６．この証の記載事項に変更があつた場合には、組合員証等を添えて、遅滞なく組合に提出して訂正を受けてください。

住所

備考

［備考　略］

別紙様式第20号

［（表面）　同左］

（裏　面）

注　　意　　事　　項

１．この証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自署して大切に保管してください。

２．保険診療を受けようとするときは、この証を保険医療機関等の窓口で渡してください。

３．組合員の資格がなくなつたとき、その被扶養者でなくなつたとき又は有効期限に達したときは、遅滞なくこの証を組合に返してください。

４．法第２条第１項第２号に規定する後期高齢者医療の被保険者等となつたときは、遅滞なくこの証を組合に返してください。

５．不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

６．この証の記載事項に変更があつた場合には、組合員証等を添えて、遅滞なく組合に提出して訂正を受けてください。

住所

備考

［備考　同左］